

# 飲食店以外の経営者の皆様へ

## 中小企業者(定率給付)緊急経営支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、厳しい経営を余儀なくされている皆様を支援するため、市では中小企業者(定率給付)緊急経営支援給付金を創設しました。

### 1社(事業者)につき、持続化給付金×1/10(上限10万円)

#### ◆要件 (全ての要件を満たす場合、給付の対象となります)

- 国の持続化給付金の給付を受けた方
- 市内に本社又は本店を有する方
- 主として商工・サービス業、土木・建設業等を経営する方
- 天童温泉等緊急経営支援給付金又は天童市中小企業者(飲食業)緊急経営支援給付金の交付を受けていない方
- 給付金受給以降も事業継続の意思がある方
- 市税の滞納がない方
- 暴力団ではない方及び暴力団との利害関係がない方

※市税の納付状況については、市で確認の上、審査させていただきます。

#### ◆支給額

### ◆国の持続化給付金の決定額 × 1/10 (上限10万円)

※計算した支給額に小数点未満の端数が生じる場合、小数点未満は切り捨てとなります。

#### ◆申請方法 郵送又は下記提出先に持参 ◆提出期限 令和3年2月26日まで

#### ◆必要書類

- ①天童市中小企業(定率給付)緊急経営支援給付金申請書(兼)請求書
- ②振込先の口座番号及び口座名義のわかる通帳又はキャッシュカードの写し(申請者と同一のもの)
- ③持続化給付金の給付額が確認できる書類の写し  
※持続化給付金の給付通知書(振込のお知らせ)
- ④市外に住民票を有する個人事業主…お住まいの自治体の平成31年度の納税証明書(住民税・固定資産税)

#### 【問合せ・提出先】

〒994-8510 天童市老野森1-1-1 天童市役所経済部商工観光課  
TEL : 023-654-1111 (内線222・223) FAX : 023-653-0744

▶ **Q 1** 給付の対象となる業種はどのようなものがありますか？

▶ **A 1** 国が定める日本標準産業分類で規定される商工業、土木・建設業など幅広い業種が対象となります。詳細は別添する「天童市中小企業者（定率補助）緊急経営支援給付金交付要綱」をご確認ください。

---

▶ **Q 2** 飲食業を営んでいますが、お持ち帰りサービスのため、「天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金」に該当しませんでした。こちらの給付金の対象にはなりますか？

▶ **A 2** 国の持続化給付金の交付を受けていれば、飲食業で中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金に該当しない場合でも、この給付金の対象となります。

---

▶ **Q 3** 他に新型コロナウイルス感染症関係の市からの補助を受けている場合、この給付金と両方を申請することはできますか？

▶ **A 3** 「天童温泉等緊急経営支援給付金」又は「天童市中小企業者（飲食業）緊急経営支援給付金」との併用はできません。国及び県の支援と併用することは可能です。

---

▶ **Q 4** 申請後、どのくらいの期間で振り込まれますか？また、振込に際してお知らせ等がありますか？

▶ **A 4** 申請件数にもよりますが、概ね申請から2週間程度で振り込みます。また振込に際しては、別途、市役所から「交付決定通知書」を郵送します。

---

▶ **Q 5** 申請者と異なる名義の口座を振込先に指定することはできますか？

▶ **A 5** 原則、申請者と同一の口座を指定してください。申請者と異なる名義の口座に振込先を指定する場合は、別途、申請者から指定された口座の名義人への委任状（任意様式：要押印）が必要となります。

---

▶ **Q 6** 市外に居住し、天童市内で個人経営の理容業を営んでいます。この場合の市税の納付状況等の確認はどのように行われますか？

▶ **A 6** 個人経営で市外に住所を有する方は、天童市で納付状況を確認することができません。お手数ですが、お住まいの市区町村で平成31年度の納税証明書（住民税・固定資産税）を発行の上、申請書に添付してください。なお、書類に不備がある場合は、後日御本人に連絡の上、提出後に振込となるなど、手続きに遅れが生じる場合があります。

▶ **Q 7** 飲食業を営んでいますが、持ち帰りサービスのため、上記要件を満たしません。他に市の支援はありますか？

▶ **A 7** 国の持続化給付金の給付を受けた場合は、中小企業者（定率給付）緊急経営支援給付金に該当する場合があります。詳しくはそちらの概要をご確認ください。

---

▶ **Q 8** 国の持続化給付金の申請をしましたが、まだ振込がされていません。その場合でも、この給付金の申請はできますか？

▶ **A 8** 持続化給付金の最終的な金額を確認する必要がありますので、この給付金の申請にあたっては、振込後でなければ申請をすることができません。

---

▶ **Q 9** 国から持続化給付金の振込がありましたが、給付通知書を紛失してしまいました。どうしたら良いですか？

▶ **A 9** 振込された通帳など、持続化給付金が入金されたことが確実にわかる書類の添付をお願いします。

---

▶ **Q 10** 天童市内で事業所を営んでいます。法人登記の本店は市外（社長宅）で登録されています。市外では営業を行っていませんが、この場合給付金の対象となりますか？

▶ **A 10** 給付の要件は、本社又は本店が市内にある事業所が対象となっています。ご質問の件については、本店が本市に有するとの解釈であることから給付金の対象となります。